

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第26号

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険法関係手数料条例（平成23年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「用語は」の次に「，次に掲げるもののほか」を加え，同条に次の各号を加える。

- (1) 「居宅サービス事業等の一体的運営」とは，規則で定める同一の事業所における居宅サービス事業と介護予防サービス事業又は第1号事業との一体的な運営をいう。
- (2) 「地域密着型サービス事業等の一体的運営」とは，規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業又は第1号事業との一体的な運営をいう。

第4条中「係る申請」の次に「又は報告」を，「する者」の次に「又は当該報告をする者」を加える。

別表1の項第2号中「指定介護予防サービス事業者」の次に「又は指定事業者」を加え，「規則で定める同一の事業所における居宅サービス事業と介護予防サービス事業との一体的な運営（以下「居宅サービス事業等の一体的運営」という。）」を「居宅サービス事業等の一体的運営」に改め，同表2の項中「居宅サービス事業についての」を削り，「指定の申請」の次に「又は法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定の申請」を加え，同表3の項第2号中「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「又は指定事業者」を加え，「規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営（以下「地域密着型サービス事業等の一体的運営」という。）」を「地域密着型サービス事業等の一体的運営」に改め，同表4の項

中「地域密着型サービス事業についての」を削り、「指定の申請」の次に「又は法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定の申請」を加え、同表11の項中「法第94条第2項に規定する介護老人保健施設の」を「前項に規定する」に改め、同表12の項を削り、同表13の項中「法第107条の2第1項」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（次項において「旧法」という。）第107条の2第1項」に、「法第108条第1項に規定する指定介護療養型医療施設の」を「次項に規定する」に改め、同項を同表12の項とし、同表14の項中「法」を「旧法」に改め、同項を同表13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 法第107条第1項に規定する介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1件につき62,200円
---------------------------------------	--------------

別表15の項から17の項までを次のように改める。

15 法第107条第2項に規定する介護医療院の変更の許可の申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）に対する審査	1件につき32,600円
16 法第108条第1項に規定する介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査（前項に規定する変更の許可の申請を同時にする場合に係るものを除く。）	1件につき10,300円
17 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る居宅サービス事業等の一体的運営をするため、法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円  (2) 指定居宅サービス事業者が居宅サービス事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき8,7

者の指定の申請を同時にする場合に係るもの を除く。)	00円
-------------------------------	-----

別表18の項手数料を徴収する事務の欄を次のように改める。

<p>18 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査。ただし、次に掲げる場合に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該更新に係る居宅サービス事業等の一体的運営をするため、法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p> <p>(2) 居宅サービス事業等の一体的運営をする指定介護予防サービス事業者が当該更新に係る居宅サービス事業等の一体的運営をする居宅サービス事業についての法第70条の2第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合</p>
---

別表中20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項の次に次のように加える。

<p>19 法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）</p>	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が地域密着型サービス事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき8,700円</p>
<p>20 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定す</p>	<p>1件につき8,700円</p>

<p>る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査。ただし、次に掲げる場合に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該更新に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p> <p>(2) 地域密着型サービス事業等の一体的運営をする指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該更新に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をする地域密着型サービス事業についての法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合</p>	
---	--

別表に次のように加える。

<p>23 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定の申請（規則で定める第1号事業に係るものに限る。）に対する審査。ただし、次に掲げる場合に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該指定に係る居宅サービス事業</p>	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者が居宅サービス事業等の一体的運営をしようとする場合又は指定地域密着型サービス事業者が地域密着型サービ</p>
--	--

<p>等の一体的運営をするため、法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p> <p>(2) 当該指定に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p>	<p>ス事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき8,700円</p>
<p>24 法第115条の45の6第1項に規定する指定事業者の指定の更新の申請（規則で定める第1号事業に係るものに限る。）に対する審査。ただし、次に掲げる場合に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該更新に係る居宅サービス事業等の一体的運営をするため、法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p> <p>(2) 当該更新に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合</p> <p>(3) 居宅サービス事業等の一体的運営をする指定事業者が当該更新に係る居宅</p>	<p>1件につき8,700円</p>

<p>サービス事業等の一体的運営をする居宅サービス事業についての法第70条の2第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業等の一体的運営をする指定事業者が当該更新に係る地域密着型サービス事業等の一体的運営をする地域密着型サービス事業についての法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合</p>	
<p>25 法第115条の35第2項の規定による介護サービス情報の公表に係る報告内容に対する審査</p>	<p>報告1件につき4,500円(報告をする者が複数の介護サービスを規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の報告を1件の報告とみなす。)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。